

# 川崎市立菅小学校父母と先生の会

## 規約並びに細則

### 規約

#### 第1章 総則

第1条(名称) この会は、川崎市立菅小学校父母と先生の会（PTA）といい、事務所を菅小学校におく。

第2条(組織) つぎの人は、この会の会員となることができる。

1. 菅小学校に在籍する子どもの父母、又はこれにかわる人(以下保護者という)
2. 菅小学校の教員、職員(以下教職員という)

第3条(目的) この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会に置ける子どもたちの幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高める事を目的とする。

第4条(方針) この会は、教育のための自主的な民主団体として、つぎの方針にしたがって活動する。

1. 特定の政党や宗教に偏らない。
2. 他の団体の支配、統制、干渉をうけない。
3. 営利だけを目的とする行為は行わない。
4. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙活動には関係しない。
5. 学校の人事、教育内容、そのほか学校管理には干渉しない。
6. ひろく教育、福祉、文化のために活動する団体や機関と協力しあう。

第5条(活動) この会は、第3条の目的を達成するため、つぎの活動をする。

1. 民主教育についての理解を深め、これを推しすすめる。
2. 学校と地域の教育活動をさかんにするに協力する。
3. 教育的環境を整備改善するための協力をする。
4. 会員相互の教養と親睦を深めるための活動をする。
5. その他、この会の目的に役立つことをする。

#### 第2章 機関

第6条(機関の種類) この会に、つぎの機関をおく。

1. 総会
2. 実行委員会
3. 常任委員会
4. 常置委員会
5. 特別委員会(常置委員会、特別委員会に関する細則は別に定める)

第7条(定足数および議決)

1. この会の会議は、総会に限り構成員の2分の1以上で成立し、議決は出席者の過半数による。
2. 可否同数の時は、議長がこれを決定する。
3. 議会には委任状を認める。
4. 会長が必要と認めた時、書面（電磁的方法を含む）による会議を行うことができる。この場合、議決権の行使は書面表決書（電磁的方法を含む）により行う。

第8条(総会の地位と構成) 総会は、この会の最高の議決機関であって、全員で構成する。

第9条(総会の招集) 総会は、5月に会長が招集する。但し、開催が困難な場合は延期することができる。実行委員会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時、会長は臨時に招集する。

第10条(総会の審議事項) 総会はつぎの事項を審議する。

1. 規約に関すること。
2. 予算および決算に関すること。
3. その他必要と認めた事項。

第11条(実行委員会の地位と構成) 実行委員会は総会に次ぐ議決機関であつて、次で構成する。

1. 役員
2. 常置委員会の委員長・副委員長
3. 学年委員

第12条(実行委員会の招集) 実行委員会は、必要に応じて会長が召集する。

第13条(実行委員会の審議事項) 実行委員会は次の事項を審議する。

1. 総会から委任されたこと。
2. 総会に提出する議案の検討。
3. 規約についての疑義の解釈。
4. 細則の審議、並びに決定。
5. 緊急事項の処理に関すること。
6. その他必要と認めた事項。

第14条(常任委員会) 常任委員会は、役員並びに常置委員会、特別委員会の委員長で構成し、会長が必要と認めた時に随時召集する。

第15条(常任委員会の権限) 常任委員会は次の権限をもつ。

1. 議決機関から与えられた事項の執行に関すること。
2. 議決機関に提出する議案に関すること。
3. 緊急事項の処理に関すること。(ただし、議決を得る必要のある事項を処理した場合は、次の実行委員会で承認を得なければならない。)

### 第3章 役員並びに会計監査

第16条(役員並びに会計監査) この会に、次の役員並びに会計監査をおく。

1. 会長1名(保護者)
2. 副会長4~6名(保護者)
3. 会計2名(保護者)
4. 書記3名(保護者2名、教職員1名)
5. 会計監査3名(保護者2名、教職員1名)

第17条(役員並びに会計監査の任務)

1. 会長は、この会を代表して会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあつた時は代理する。
3. 会計は、予算に基づき、帳簿その他の必要な書類を整備し、すべての会計事務の処理と、この会の財産の管理にあたる。
4. 書記は、会議の議事を記録し、会長の指示に従つて会合の通知や書類の保管など、この会の庶務を行う。
5. 会計監査は、年2回の監査を行い、5月総会で報告をする。

第18条(役員並びに会計監査の選出)

役員並びに会計監査選出に関する細則は別に決める。

第19条(役員並びに会計監査の任期)

1. 役員並びに会計監査の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。但し、5月総会において在任期間中の事業経過報告、会計報告をして、その承認を得なければならない。

2. 役員並びに会計監査に欠員が生じた時は、実行委員会の承認を得て補充することができる。

第20条(役員並びに会計監査の兼任) 役員並びに会計監査は常置委員を兼任できない。

#### 第4章 経理

第21条（予算の種類） この会の経費は通常予算と特別予算と分ける。通常予算は会費をあて、特別予算は必要を生じた場合、事業収益金および寄付金その他をあてる。

第22条（会費の額） 会費は月額会員1名につき150円とする。

第23条（会計年度） 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 個人情報の取扱い

第24条（個人情報の取扱い） この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取扱いについては「個人情報取扱規則」に定め適切に運用する。

#### 第6章 付則

第25条（改廃） この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。改正案は総会の開催の少なくとも3日前に全会員に知らせておかなければならない。

第26条 本改正規約は平成17年5月2日より実施する。

平成26年2月28日 一部改定

令和元年5月10日 一部改定

令和2年5月25日 一部改定

令和5年5月12日 一部改定

## 細 則

### 第1章 役員並びに会計監査の選出

第1条（機関） この会に、推薦委員会をおく。

第2条（推薦委員会の地位と構成） 推薦委員会は、推薦委員で構成し、役員並びに会計監査の候補者を推薦する。

第3条（推薦委員の選出） 委員の選出は次のとおり。

1. 保護者側 各学年選出委員2～5名。
2. 教職員側 互選により2名。
3. 退任する役員並びに会計監査がいる場合は2名まで。

第4条（委員長、副委員長の選出） 推薦委員会は互選により委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつ選出する。

第5条（候補者の承認） 候補者の承諾を得て、氏名、住所（町名）、PTAにおける経歴などを公示し10日以内に会員より3分の1以上の異議申し立てがなければ承認とする。

第6条（推薦委員会の解散） 推薦委員会は、役員並びに会計監査が承認された後、解散する。

第7条（兼任） 次年度会員資格のある役員並びに会計監査は原則として推薦委員になることはできない。但し、教職員はその限りでない。

第8条（候補者の再選出） 会員の3分の1以上の異議申し立てがあった場合、推薦委員会は再度選出をやり直すこと。

### 第2章 常置委員会および特別委員会

第9条（種類） この会に次の委員会をおく。

1. 学年委員会
2. 成人教育委員会
3. 広報委員会
4. 校外生活指導委員会
5. 特別委員会

第10条（委員会の構成）

1. 各常置委員会は次の委員会で構成する。

- (1) 学年委員会・・・各学年選出委員2～5名、教職員 若干名
- (2) 成人教育委員会・・・各学年選出委員2～5名、教職員 若干名
- (3) 広報委員会・・・各学年選出委員2～5名、教職員 若干名
- (4) 校外生活指導委員会・各学年選出委員2～5名、教職員 若干名

2. 委員長は、会長が委嘱し副委員長はそれぞれ互選し、委員長に事故のあった時は副委員長がこれを代理する。

第11条（委員会の活動）

1. 学年委員会

- ① 学年、学級活動を通じ会員の意見を集約反映し、また会の運営決定事項等の周知をはかる。
- ② 児童の教育について教職員と協力し、教育環境の整備にあたる。
- ③ 児童の福利厚生、保健衛生に対する普及を行う。

## 2. 成人教育委員会

- ① 会員相互の連絡と親睦をはかり互いに磨きあう場を作る。
- ② 学校教育を理解し家庭教育を進めるための学習を行い、必要な図書等の拡充につとめる。

## 3. 広報委員会

- ① この会の会員に対し、また必要に応じて地域社会、並びに関係諸機関および諸団体に対し情報の伝達、意見の交換につとめる。
- ② 広報紙を発行する。

## 4. 校外生活指導委員会

- ① 児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的集団生活の指導をする。
- ② 環境の浄化に関し、地域の団体と協力する。

## 5. 特別委員会

常置委員会が処理しかねる活動の必要が生じた時、実行委員会の承認を得て会長が委嘱し、委員会を構成して活動にあたり、任務を終えた時に自動的に解散する。

## 6. その他

本会の経費に特別予算の必要が生じた場合、廃品回収、バザー等の事業によって、その資金の充当を図ることができる。

## 第12条（校長の出席）

校長は各会議に出席して意見を述べることができる。

## 第3章 帳 簿

### 第13条（帳簿） 本会に関する簿冊は、つぎの通り備えなければならない。

#### 1. 会計帳簿として

- ① 元帳
- ② 金銭出納簿
- ③ 収入支出伝票
- ④ 領収証書
- ⑤ その他必要な書類

#### 2. 会計帳簿以外の帳簿として

- ① 各種議事録
- ② 事業計画および報告書
- ③ その他必要な書類

### 第14条（保存期間） 簿冊の保存期間はつぎの通り。

1. 経理に関する簿冊・・・5年
2. その他の簿冊・・・3年

### 第15条（保管責任者） 簿冊の保管責任者はつぎの通り。

1. 経理に関する簿冊・・・会計
2. その他の簿冊・・・書記

### 第16条（内規）

1. 慶弔に関する規定。
2. 役員推薦委員会の運営に関する規定。
3. その他、本会業務遂行に必要な規定は別に定める。

## 第4章 付 則

### 第17条（改廃）

この細則は実行委員会の3分の2以上の賛成がなければ改廃することはできない。但し、改廃の内容は、3日前に各構成員に知らせておかなければならない。改廃の結果は、次の総会で報告しなければならない。

第18条（効力）

この細則は、平成17年5月2日より実施する。

平成20年4月 1日 一部改正

平成22年2月20日 一部改正

令和 元年9月 6日 一部改定

令和 3年12月3日 一部改定

## 役員並びに会計監査の推薦委員会運営内規

1. この内規は、本規約の第18条の規定に基づき、同細則第1章（第1条より第8条）に定められた役員並びに会計監査推薦委員会（以下推薦委員会と呼ぶ）の運営の原則を定めるものである。
2. 推薦委員会の運営に当たっては、次の諸点に留意する。
  - ① 推薦委員会の責任において、広く人材を校区に求めるとともに公正にして偏りの無い人材の推薦につとめること。（広く人材を求める方法として一般会員より選考対象者の推挙を受ける機会を作ることができる。）
  - ② 委員個人の資格で候補者推薦の事前運動をしてはならない。
  - ③ 各委員が会の発展に資する発言は自由であるが、部外秘として何人にも外に伝えてはならない。
  - ④ 候補者の選任にあたっては、全会一致を原則とし、やむを得ない場合のみ多数決によること。
  - ⑤ 原則として、上級の役職より選考に入ること。
  - ⑥ 性別、地域別、学年別については、考慮すること。やむを得ない場合はこの限りではない。
  - ⑦ 推薦委員が選考対象者となった場合は、推薦委員会より退席すること。また、推薦委員の近親者（3親等以内）が対象になった場合も同じ。また推薦委員が役員候補として内定した場合は、推薦委員を辞任する。
  - ⑧ 推薦候補者に対する内交渉は原則として全委員であるが、事情により正副委員長に委譲することができ、また相互に分担することができる。
3. 推薦委員会運営は、概ね次の次第によるものとする。
  - ① 会議の招集（会長名をもって召集する）
  - ② 開会のことば（会長もしくはこれに代わる者）
  - ③ 推薦委員会内規についての確認（会長は退席する）
  - ④ 正副委員長の選出（学校側の司会により、会長はこの任にあてない）
  - ⑤ 正副委員長挨拶（以下委員長が議長となって運営）
  - ⑥ 選考方法の協議
  - ⑦ 各役職ごとの推薦候補者の選考の内定（投票による場合もあるが、順位にこだわらず選考対象とする）
  - ⑧ 推薦候補者との内交渉
  - ⑨ 内交渉結果の状況報告（状況によっては再度の協議選考と内交渉）
  - ⑩ 推薦候補者の確認
  - ⑪ 全会員への公示は、総会10日前までにする

令和 元年9月 6日 一部改定

## 慶弔に関する内規

この内規は、本会細則、第16条の規定に基づいて定めるものである。

### 1. 見舞い及び弔慰

- ① 会員が死亡したとき。
  - 会員とは、本会に所属する保護者と教職員を言う。
  - 弔慰金、5,000円をお供えする。
- ② 元役職にあった人が死亡したとき。  
元役職にあった人が死亡したとき弔慰金5,000円をおくることができる。
- ③ 右項以外で特に必要と認める時は、会長と校長の協議により弔慰金をおくることができる。  
(現職役員、教職員の直系の親族、教職員と同居の家族、本会の功労者とそれに準ずる者の死亡)  
但し、次の常任委員会で報告しなければならない。これは、会長の渉外事項として処理する。
- ④ 会員の子どもで本校に在学する児童が死亡した時、弔慰金等は会員の死亡の場合に準ずる。  
葬儀参列は学級担任及び学級児童全員を原則とし、状況により代表者を出すものとする。
- ⑤ 会員が会務遂行に関して重傷病(全治3週間以上)の場合、もしくは災害の状況に応じて見舞金をおくることができる。額については常任委員会で決める。
- ⑥ 児童が学校管理下において重傷病(欠席3週間以上)の場合、もしくは災害の状況に応じて見舞金をおくることができる。額については、常任委員会で決める。なお、学級においても100円を限度として見舞金を有志より集めることができる。
- ⑦ 教職員の結婚、出産等の慶事については本会・該当学級とも関与しない。

### 2. 記念品

- ① 卒業児童に記念品を贈る。
- ② 新入児童に祝品を贈る。
- ③ 役員、正副委員長、および会計監査の退任に際しては、記念品を贈ることができる。

### 3. 餞別

教職員の転退職に際しては、餞別を贈ることができる。ただし、その額は常任委員会で決める。

昭和59年4月	1日	一部改定
平成4年4月	1日	一部改定
平成16年4月	1日	一部改定
平成28年1月	19日	一部改定
令和元年9月	6日	一部改定
令和5年5月	12日	一部改定

## 川崎市立菅小学校 父母と先生の会 個人情報取扱規則

第1条(目的) この個人情報取扱規則は、川崎市立菅小学校 父母と先生の会（以下「本会」と称す）が保有する個人情報の適正な取扱いと本会の活動の円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条(責務) 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第3条(個人情報の定義) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第4条(管理者) 本会における個人情報の管理者は会長とする。

第5条(取扱者) 本会における個人情報の取扱者は役員及び常任委員とする。

第6条(秘密保持義務) 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第7条(収集方法) 個人情報を収集する際は、あらかじめ利用目的を定め公開する。また、円滑な活動をおこなうために以下の情報を取得する。

1. 会員の氏名、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、SNS）
2. 会員の子どもの氏名、クラス
3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

第8条(利用) 取得した個人情報は、次の目的のために使用する。

1. 本会活動に必要な連絡網および名簿の作成
2. 本会会費集金、管理、その他の文書の送付

第9条(利用目的による制限) 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

第10条(管理) 個人情報は、管理者又は取扱者が鍵付きの部屋などに保管し、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条(保管及び持ち出し等) 個人情報は、それを取り扱う電子機器、電子媒体にウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

第12条(第三者提供の制限) 個人情報、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産保護のために必要であり、本人の同意を得ることが困難である場合。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要であり、本人の同意を得ることが困難である場合。
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

第13条(共同利用) 本会は、川崎市立菅小学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

1. 利用する項目：第7条で定める通り。
2. 利用するものの範囲：川崎市立菅小学校と本会
3. 利用目的：第8条で定める通り
4. 責任者：第4条で定める通り

第14条(第三者提供に係る記録の作成等) 個人情報を第三者(第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第15条(第三者提供を受ける際の確認等) 第三者(第12条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第16条(情報開示等) 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第17条(漏えい時等の対応) 個人情報を漏えい(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第18条(研修) 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第 19 条(苦情の処理) 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第 20 条(改正) 本会の「父母と先生の会 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、令和 2 年 5 月 25 日より施行する。

個人情報管理者

川崎市立菅小学校 父母と先生の会

会長 衛守剛

[sugesyou.pta@gmail.com](mailto:sugesyou.pta@gmail.com)

## 業務委託契約書

川崎市立菅小学校 父母と先生の会（以下「本会」という）と川崎市立菅小学校とは、本会の会計業務に関し、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 本会は、本会の会計に関する業務を、次条以下に定めるところにより、川崎市立菅小学校に委託し、川崎市立菅小学校はこれを受託する。

第2条 委託する業務の内容は、次のとおりとする。

1. 本会会費の集金（会員の川崎市立菅小学校の教材費銀行口座からの引落含む）
2. 本会一般会計口座への振込
3. 納付会員数の報告

第3条 第2条第2項の業務のため、本一般会計口座について次の情報を川崎市立菅小学校へ通知する、

1. 銀行名
2. 支店名
3. 口座番号
4. 口座名義人

第4条 第2条に定める業務について第三者への再委託を禁止する。

第5条 本会は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかに、書面をもって、川崎市立菅小学校に通知しなければならない。

1. 会費金額を変更した時
2. 第3条に定める一般会計口座の全部または一部を変更したとき。

第6条 川崎市立菅小学校は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

第7条 川崎市立菅小学校は、業務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。本契約満了後も同様とする。

第8条 本会および川崎市立菅小学校は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告する。

第9条 本契約の有効期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。但し、本契約期間終了の1か月前までに、いずれの当事者からも本契約を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は本契約期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第10条 本会および川崎市立菅小学校は、本契約締結後に委託業務内容を変更する必要があるときは、協議のうえ、本契約を変更することができる。

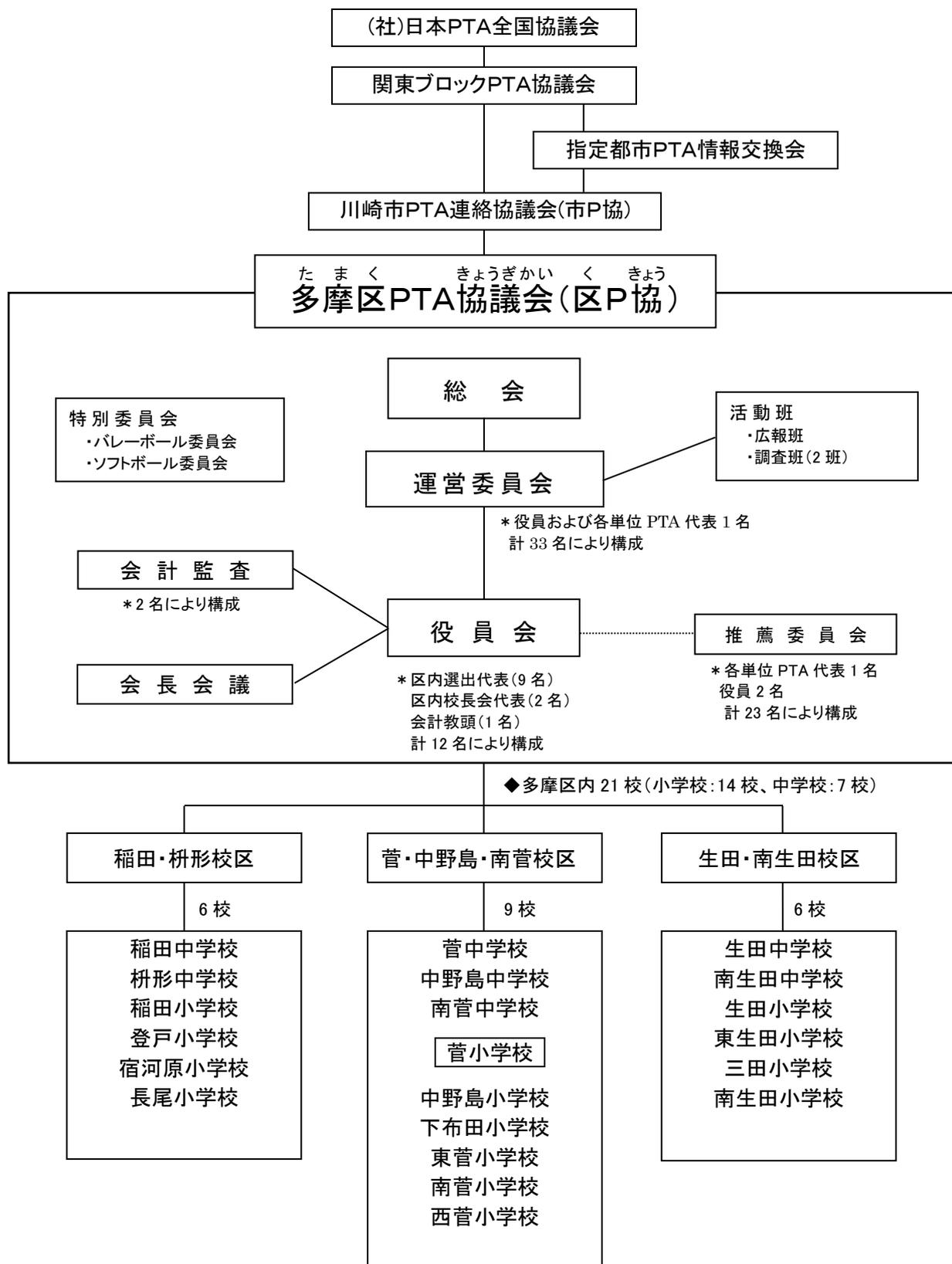
本契約の成立の証として契約書1通を作成し、本会会長および川崎市立菅小学校校長が記名押印の上、本会がこれを保有し、川崎市立菅小学校はその写し（複写機によるコピー）を保有するものとする。

令和2年4月1日

川崎市立菅小学校父母と先生の会  
会長 善岡憲治

川崎市立菅小学校  
校長 戸塚裕康

にっ ぽん そ し き ず  
**日 本 P T A 組 織 図**



かわさきしりつすげしょうがっこう ふ ぼ せんせい かい  
**川崎市立菅小学校 父母と先生の会**

そう かい ( ぜん かい いん )  
**総 会 ( 全 会 員 )**

じっ こう いん かい  
**実 行 委 員 会**  
 じょうにんいん やくいん せいふくいんちよう じょうちいいんだいひよう がくねんいん こうせい  
 常任委員(役員・正副委員長) ・ 常置委員代表 (学年委員) で構成  
 ふ ぼ せんせい かいゆうえい もっと ちゆうしん そうかい つ ぎけつきかん  
 父母と先生の会運営の最も中心になるものです。総会に次ぐ議決機関でもあります。

じょう にん いん かい  
**常 任 委 員 会**  
 やくいん じょうちいいんかい いんちよう とくべついいんかい いんちよう こうせい  
 役員 ・ 常置委員会の委員長 ・ 特別委員会の委員長 で構成  
 かいちよう ひつよう みと とく ずいじしゅう ぎあん さくせい そうかい かつどうけいかく よきん ぐたいてき  
 会長が必要と認められた時に随時招集します。議案の作成・総会・活動計画・予算を具体的に  
 しっこう じっこう かく きょう し きょう た だんたい れんけい かつどう  
 執行していきます。また、区P協・市P協・他団体との連携などの活動があります。

じょう ち いん かい  
**常 置 委 員 会**  
 かくがくねん せんしゆつ がくねん せいじんきょういく こうほう こうがいせいかつしどう  
 各学年から選出された、学年・成人教育・広報・校外生活指導の  
 ぜんいん こうせい かつどう  
 全委員で構成し、活動します。

<b>特 別 委 員 会</b>	<b>校 外 生 活 指 導 委 員 会</b>	<b>広 報 委 員 会</b>	<b>成 人 教 育 委 員 会</b>	<b>学 年 委 員 会</b>	<b>推 薦 委 員 会</b>
	かくがくねん 各学年 2～5名 きょうしよくいん 教職員 若干名	かくがくねん 各学年 2～5名 きょうしよくいん 教職員 若干名	かくがくねん 各学年 2～5名 きょうしよくいん 教職員 若干名	かくがくねん 各学年 2～5名 きょうしよくいん 教職員 若干名	かくがくねん 各学年 2～5名 きょうしよくいん 教職員 若干名

やく いん  
**役 員**  
 ほ ご し ゃ めい きょうしよくいん めい  
 保護者9～11名 教職員1名

かい けい かん さ  
**会 計 監 査**  
 ほ ご し ゃ めい きょうしよくいん めい  
 保護者2名 教職員1名

(\*) 細則第3条・3の条件に  
 該当者がいる場合

かにゆう きぼう かわ すげしょうがっこう れんらく  
 ※加入を希望されない方は、菅小学校(044-944-2107)にご連絡ください。